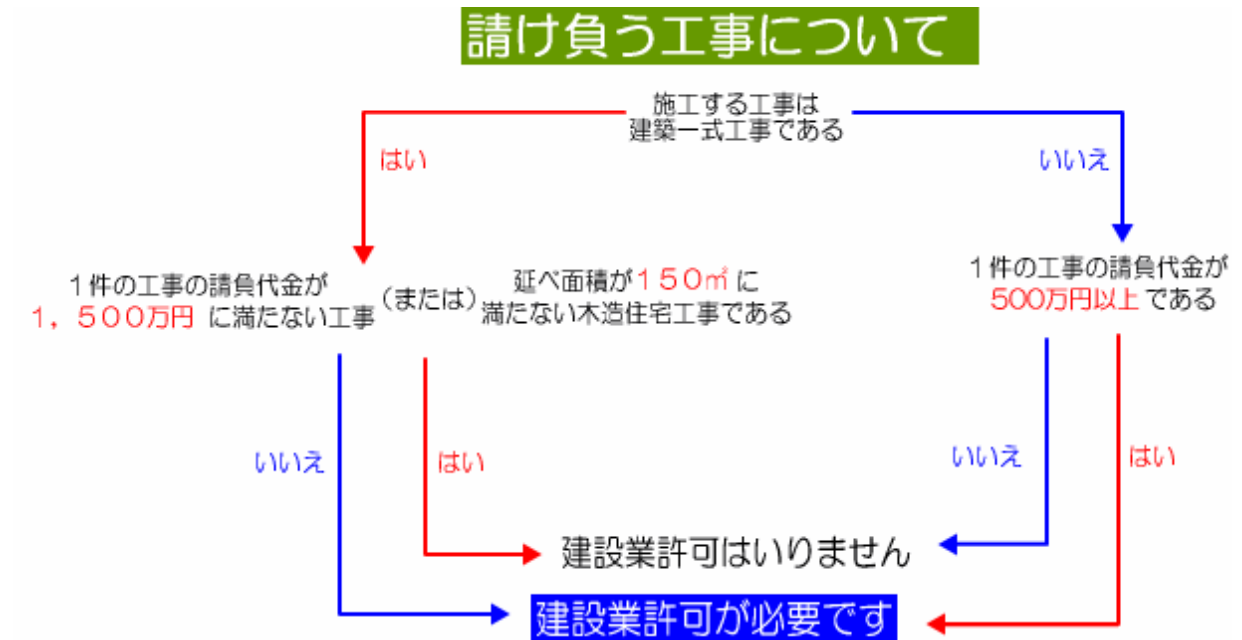


建設業許可申請 簡易診断

⇒ まず、御社に許可が必要かどうかを、建設業法第3条の要件に照らし合わせて、下記のチャートで見てください。



⇒ 上記チャートで許可は必要ではなかった場合でも、下記のような理由で、許可申請をお考えの方も多いいと思います。

許可がない = 500万円以上の仕事ができない

と、いうことは！

元請業者さんから、「許可がない業者には仕事は出せない」と言われた。

金融機関に融資を申し込んだところ、建設業許可がないことを理由に融資金額を減額された。

(または融資を断られた)

「許可のあるきちんとした業者」という体裁を整えることで、少しでも信用感を高めたい。

許可が必要な方は・・・

⇒ 次ページから、許可の要件に当てはまるかどうかを見て行きたいと思います。

(1) 建設業に関し 経営業務の管理責任者 としての経験がありますか？

【必要な経験期間】

法人の役員、個人事業主等として、建設業の経営業務を総合的に行った経験が、申請希望業種の経験なら60ヶ月(5年)以上、他の業種(許可をとりたい業種以外の業種)の経験なら84ヶ月(7年)以上ありますか？



この期間を証明するために、下記の書類が必要です。

A・B両方とも準備できますか？

A【役職の確認書類】

法人：商業登記簿謄本

登記簿謄本に代表取締役または取締役として氏名の記載がありますか？

以前役員をしていた会社がすでにない場合は、その会社の閉鎖登記簿謄本を準備します。

個人：所得税の確定申告書の写し

5年または7年分が必要です。職業の欄に建設業の業種名が書かれていますか？

B【経営実績の確認書類】

工事請負契約書、注文書、工事代金の請求書の控え、領収書の控え等で、実績の工事内容が明示してあるもの。(これらの書面に記載してある工期を通算すると、上記の経験期間分(60ヶ月または84ヶ月)に足りていますか？)



この条件を満たす人が、許可を申請したい会社の取締役(個人事業なら事業主)であれば、申請のための第一段階はクリアしそうです！

(2) 専任技術者となれる人がいますか？((1)と同じ人物でも構いません)

【条件】

業種ごとの免許(建築士、施工管理技術者、技能士など)の所有者(詳しくは別表1をご覧ください)又は10年以上の実務経験者(専門課程卒業は高校-5年、大学・高専-3年)

【確認書類】

(免許等で証明する場合)免許証または合格証明書等がありますか？

(実務経験で証明する場合)契約書、注文書、請求書等で通算の期間を確認できますか？

(3) 請負契約に関して誠実性を有していますか？

【 許可申請者等 】

法 人：...その法人、役員、支店または営業所の代表者

個 人：...本人又は支配人

上記の者（許可申請者等）が、下記の事項に該当しないことが必要です。

- 1 建築士法、宅地建物取引業法等で不正または不誠実な行為を行ったことにより、免許等の取り消し処分を受け、その最終処分の日から5年を経過していない。
- 2 暴力団の構成員である。

(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用がありますか？

以下のどちらかに該当することが必要です。

A 自己資本の額が500万円以上であること。

既存の企業では申請時の直前の決算期の財務諸表で、新規設立の企業であれば創業時における財務諸表により判断されます。

B 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。

（たとえば、金融機関などから融資を受けられるというような場合）

取引金融機関の預金残高証明書により判断。

(5) 欠格要件（建設業法第8条）に該当していませんか？

【 許可申請者等 】

法 人：...その法人、役員、支店または営業所の代表者

個 人：...本人又は支配人

上記の者（許可申請者等）が、下記の事項すべてに該当しないことが必要です。

| | |
|---|---|
| イ | 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者 |
| ロ | 不正の手段で許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者 |
| ハ | 許可の取り消し処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者 |
| ニ | 上記ハの届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員（または個人の使用人）であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者 |
| ホ | 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 |
| ヘ | 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者 |

| | |
|---|--|
| ト | 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
| チ | 建設業法または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
| リ | 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記イからチのいずれかに該当する者 |
| ヌ | 許可申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載が欠いたとき |

いかがでしたか？（１）～（５）までのうち、すべてクリアできましたか？

上記５つの条件を全て満たさないと建設業許可は取れません。

最もクリア（＝証拠書類で証明）することが難しいのは、（１）の経營業務管理責任者と（２）の専任技術者だと思います。

何せ、（１）の経營業務管理責任者なら前の会社の謄本・許可申請書の控え（副本）等で、（２）の専任技術者なら免許等で、証明できる場合はよいのですが、そうでない場合は（そうでない場合の方がとても多いです）証明しなければならない期間分全部（（１）：５年～７年間（２）：１０年間）の証拠書類となるものを、持参・提示せねばならないからです。

いくつかクリアできない項目があったかた、あきらめないでよい方法があるかもしれません。

例えば、自分は（１）の経營業務管理責任者としての要件がクリアできない・・・という場合でも、あなたの知人にそういう条件を備えた方がいるかもしれません。

その方を、あなたの会社に役員として迎え入れることはできませんか？

また、本人は気づいてなくても、調べていくうちに、実は（１）の経營業務管理責任者としての条件がそろっていた・・・という方もいらっしゃいます。

無許可営業で罰則を受けるよりも、元請さんから「許可がないと仕事が振りにくい」と言われるよりも・・・まずは、建設業専門の行政書士にお気軽に相談されてみてはいかがでしょうか？

建設業許可専門の行政書士をご活用下さい。

御社に合った許可業種の選択を！

許可の申請をご自分でされる業者様は結構いらっしゃいます。しかしそのような業者様の中には、お取りになっている許可の業種が、その後、各種手続きで当方にご依頼になられる段階になって、初めてご自分の会社の実態にそぐわないということが分かる業者様が多いのも事実です。

例えば、実際の工事内容は「建具工事業」がほとんどで、「建築一式」の工事をほとんど請け負わないのに、「建築一式工事業」の許可しかとっていない業者様や、実際は「塗装工事業」とともに「防水工

事業」もなさっているのに、塗装工事業の許可しかとっていなくて、官公庁の入札時に指名競争に参加できない業者様がいらっしゃったり・・・

上記の例では、最初に許可申請する際、「実際に請け負っている工事の業種の割合、将来的に業務としていきたい業種」などを考慮した上で申請していれば、一度の手間・書類・申請手数料で別の業種の許可も取れたのに・・・と、残念な気持ちになります。

また、この「許可申請の際の業種の選択」は、後々「経営事項審査」を受けることになったときに少しでも有利な状況で受けるために、また、官公庁の入札に関しても、とても重要な関わりを持ってきます。

また、建設業許可を申請するために、現在揃っている要件以外に、自分の会社にどんな要件が足りないのかを調べたり、どんな書類が必要かを考えたり揃えたりする作業を自社でやろうとすると、あまりにも時間がかかり面倒な作業です。

許可担当の都道府県の担当者は、上記のようなことをあなたの代わりに考えてはくれません。あくまで、申請者が申請した書類を審査するだけなのです。ご自分で申請して、許可を取った後で後悔しないためにも、これらに時間・手間をかけるよりも、**建設業専門の行政書士の活用を検討されませんか？**

時間・労力の節約のために、また、**せつかくの許可を今後の事業にきちんと役立てるため**にも、ぜひ行政書士にご相談下さい。

建設業許可を取るメリット

- (1) お客さんや取引先、金融機関からの信頼が得られます。
 - (2) 企業が今後成長し、受注高の拡大のためには許可番号が必要です。
 - (3) 銀行によっては融資条件となっているところもあります。
 - (4) ゼネコン、大手建設会社からの工事請負のための条件となっているところが多いです。
 - (5) 公共工事を請負うチャンスを逃さない
- (官公庁の工事に入札する為には建設業許可を取り、毎年経営事項審査を受けなければなりません)

お客様の声

これまで長年、継続的に仕事を振ってくれていた元請会社さんから「これから先は、役所も厳しくなってきたし、許可を取ってもらわないと仕事を回せない」と言われて、あわてて許可申請について調べてはみたのですが、許可の条件(年数)は足りているのに、それを証明する書類が見つからず困っていました。そこで、知人の業者さんに行政書士さんを紹介してもらい、行政書士さんのアドバイスどおりに、事務所に残っていた書類を見もらったところ、それらの書類でスムーズに申請ができ、許可をいただくことができました。ありがとうございました。(個人事業主 建設業S様)